

京都市上下水道企業管理規程第9号

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

(設計審査等の手数料)

第20条 条例第24条の4に規定する設計審査及びしゅん工検査について、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、設計審査にあつては別表第1に掲げる手数料を徴収し、しゅん工検査にあつては別表第2に掲げる手数料を徴収するものとする。

- (1) 外部接続工事 配水管から給水管の分岐（以下次号において「分岐」という。）を伴う給水装置工事
- (2) 内部工事 分岐を伴わない給水装置の新設工事又は既設の給水装置の全部を改造する工事
- (3) 水洗便所築造に伴う増設工事 公共下水道処理区域内において施行する水洗便所築造に伴う給水装置のうち増加される給水栓が3栓以下の工事
- (4) その他工事 前各号を除く給水装置工事

附則に次の4項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 1 1 京北町の区域の編入の際、現に旧京北町水道事業指定給水装置工事事業者規程（以下「旧町規程」という。）第4条の規定により指定されている者は、第5条の

規定により京都市指定給水装置工事事業者として指定されたものとみなす。

1 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧町規程の規定により旧町に対してなされている申請，届出その他の行為は，この規程の相当規定によってなされたものとみなす。

1 3 施行日前に旧町規程の規定により旧町がした取消しその他の処分は，この規程の相当規定によってしたものとみなす。

1 4 施行日前にした旧町規程に違反する行為に対する処分の適用については，施行日以後も旧町規程の例による。

別表を削る。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第20条関係）

工 事 の 種 別	単 位	手数料
外部接続工事	1 件	4, 9 5 0 円
内部工事		4, 5 5 0
水洗便所築造のための増設工事		1, 1 0 0
その他工事		2, 2 5 0

別表第2（第20条関係）

工 事 の 種 別	単 位	手数料
外部接続工事	1 件	7, 4 5 0 円
内部工事		7, 0 5 0
水洗便所築造のための増設工事		2, 5 0 0
その他工事		3, 2 5 0

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の京都市指定給水装置工事事業者規程第20条の規定は、施行日以後に条例第5条第1項に規定する給水装置工事の承認を受けたものから適用し、同日前に承認を受けたものについては、なお従前の例による。

(上下水道局水道部給水課)